

令和 7 年度

山王海葛丸農業水利事業

稲荷頭首工実施設計（その 2）業務

特別仕様書

東北農政局山王海葛丸農業水利事業所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

山王海葛丸農業水利事業稲荷頭首工実施設計(その2)業務(以下「本業務」という。)の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書(設)」という。)及び「測量業務共通仕様書」(以下「共通仕様書(測)」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

また、共通仕様書(設)及び共通仕様書(測)において共通する事項については代表して共通仕様書(設)のみを記載する。

(目的)

第1-2条

本業務は、山王海葛丸農業水利事業の工事実施及び河川協議に利用するため、法面保護の実施設計及び河川協議資料作成等を行うものである。

(場所)

第1-3条

本業務において対象とする稲荷頭首工は、岩手県紫波郡紫波町土館地内にある施設で、別紙-1「位置図」に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条

作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書(設)第1-16条及び共通仕様書(測)第16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1-5条

- 1 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条(照査技術者)」及び「共通仕様書(設)第1-7条(照査技術者及び照査の実施)」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下「第三者照査」という。)を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

- (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- (2) 東北農政局において令和7・8年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 共通仕様書（設）第1－30条（守秘義務）を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。

なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1) 資本関係

- ア 親会社と子会社の関係にある
- イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

2) 人的関係

- ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- (1) 照査技術者と同等の同種または類似業務実績を有する者
- (2) 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査のほかに、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第5－1条（業務打合せ）に示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録

共通仕様書（設）第1－12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類または品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補または代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（履行確実性評価の達成状況の確認）

第1－6条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。

その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

1 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合

2 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合

3 その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合

4 業務成果品のミス、不備 等

(一般事項)

第1－7条

業務請負契約書、共通仕様書（設）、共通仕様書（測）に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- 1 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- 2 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。
- 3 作業に伴う立木伐採等については、事前に監督職員の承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後に行うものとする。
また、伐採は必要最小限にとどめるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルの生じることのないよう留意するものとする。
- 4 測量予定線については、事前に監督職員と打合せを行い、承諾を得るものとする。
- 5 測量作業規第113条（現地測量作業計画）、第648条（路線測量作業計画）については、事前に監督職員と打合せを行い、承諾を得るものとする。

(管理技術者)

第1－8条

- 1 管理技術者は、共通仕様書（設）第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木
		農業－農業農村工学
		機械－機械設計
	農業	農業土木
		農業農村工学
	機械	機械設計
博士	農学	

シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	
-----------------------	------	--

農業土木技術管理士、技術士（農業－農業土木）、技術士（農業－農業農村工学）及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木）については、頭首工、開水路のいずれかを含む施設の設計の実務経験を有することを記載した経歴書を監督職員に提出するものとする。

- 2 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、屋外で行う測量の実施に際して現場に常駐しなければならない。

この場合、管理技術者は、監督職員と事前打ち合わせの上で、屋外作業期間中、毎日、東北農政局山王海葛丸農業水利事業所工事課に出向き、監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に署名し、作業内容を記録するものとする。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告するものとする。

（照査技術者）

第 1－9 条

- 1 照査技術者は、共通仕様書（設）第 1－7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木
		農業－農業農村工学
		機械－機械設計
	農業	農業土木
		農業農村工学
	機械	機械設計
博士	農学	
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	

農業土木技術管理士、技術士（農業－農業土木）、技術士（農業－農業農村工学）及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木）については、頭首工、開水路のいずれかを含む施設の設計の実務経験を有することを記載した経歴書を監督職員に提出するものとする。

2 共通仕様書（設）第1－7条第4項でいう監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

（1）業務計画作成時

（2）基本条件の設定時

（3）細部条件及び構造検討項目の決定時

（4）設計計算書、設計図、数量計算書等の作成時

（5）その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

3 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。

また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書（設）第1－7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

4 本業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

（担当技術者）

第1－10条

1 担当技術者は、共通仕様書（設）第1－8条によるものとする。

（配置技術者の確認）

第1－11条

共通仕様書（設）第1－11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書（設）第1－12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。

なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

2 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1-12条

受注者は、共通仕様書（設）第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条

本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。

他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名称	発行所	制定(改訂)年月
1	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「農道」	(公社)農業農村工学会	令和6年3月
2	鋼構造物計画設計技術指針(除塵設備編)	(一社)農業土木事業協会	平成27年3月

(設計条件等)

第2-2条

設計作業における設計条件は、次のとおりである。

1 設計基本条件

(1) 稲荷頭首工

1) 設計基本条件

項目	条件	備考
設計取水量	4.819m ³ /s	
設計取水位	EL184.390m	
設計洪水量	750.000m ³ /s	
設計洪水位	EL188.885m	

2) 構造物の規模等

項目	現況規模	備考
----	------	----

型式	フィックスドタイプ半可動堰	
堤高	2.84m	
堤長	33.90m	

2 対象施設

本業務の対象施設は、別紙－2「配置図」及び別紙－3「対象施設一覧」に示すものとする。

3 取水期間・取水量

稻荷頭首工の期間最大取水量は、以下のとおりである。

区分	最大取水量 (m ³ /s)					
	4/6～ 4/20	4/21～ 4/25	4/26～ 5/15	5/16～ 9/5	9/6～ 9/30	10/1～ 翌年 4/5
水利権	1.503	1.523	4.819	3.805	0.235	0.128

(作業条件)

第2－3条

本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- 1 作業の実施にあたっては、事前に作業方法について監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- 2 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。
- 3 現地調査にあたっては、調査期間について施設管理者と調整するものとする。
- 4 現地作業において、仮設工が必要となった場合には、監督職員と協議するものとする。
- 5 屋外での作業実施に際しては、共通仕様書（設）第1－31条により安全確保に努めなければならない。

(参考図書)

第2-4条

本業務の参考とする図書は、共通仕様書（設）第2-1条によるほか次表によるものとする。

番号	名称	発行所	制定(改訂)年月
1	道路土工 切土・斜面安定工指針	(一社)日本道路協会	平成21年7月

(貸与資料等)

第2-5条

貸与資料等は、次のとおりである。

分類	貸与資料	数量
成果品	令和6年度 山王海葛丸農業水利事業 稲荷頭首工実施設計業務 報告書	1式
その他	その他監督職員が必要と認める資料	1式

また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

(参考資料及び貸与資料の取扱い)

第2-6条

第2-4条、第2-5条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- 1 参考図書及び貸与資料等の記載事項に相互に矛盾がある場合、または解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
- 3 貸与資料等は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目は、次の作業項目表のとおりである。

なお、各作業項目の対象施設は別紙－３「対象施設一覧」に示すとおりであり、詳細は、別紙－４「作業項目内訳表」及び別紙－５「数量表」に示すものとする。

１ 測量業務

作業項目	数量	備考
横断測量	L=0.04km	
現地測量	A=0.001 km ²	

２ 設計業務

作業項目	数量	備考
１ 業務準備	１式	
２ 基本条件の検討	１式	
３ 設計計画	１式	
４ 構造計画	１式	
５ 図面作成	１式	
６ 施工計画	１式	
７ 数量計算	１式	
８ 特別仕様書作成	１式	
９ 概算工事費	１式	
10 河川協議資料作成	１式	
11 照査	１式	
12 点検取りまとめ	１式	

（測量作業の留意点）

第３－２条

測量作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。

１ 成果の検定

本測量成果の検定については、測量作業規程第 14 条（測量成果の検定）によるものとする。

2 資料収集

本業務に必要な三角点、水準点、公図等の作成作業に必要な資料の補足は、受注者において入手するものとする。

3 図化作業

図化作業における留意点は、次のとおりとする。

(1) 写真上判読困難な事項については、図化に先立ち図化縮尺とほぼ同縮尺の引伸ばし写真を現地に携行し、現地で直接引伸ばし写真に明示するものとする。

(2) 細部図化にあたっては、現地調査結果に従い、次の事項に留意して行うものとする。

事項
水田、畑、山地、宅地等の利用区分
家屋その他施設の形状・大きさ
道路、水路、河川、沼、側水路等の位置形状、大きさ、流水方向
その他本業務に関する特徴的事項

(3) 図画割・装飾については、監督職員の指示によるものとする。

4 横断測量

中心杭の間隔が著しく短く、かつ横断形状の変化の少ない場合は、監督職員の承諾を得て、その中心杭地点の横断測量を省略できるものとする。

なお、横断測量の縮尺は $S = 1/100$ とする。

5 現地測量

現地測量の地図情報レベルは 500 とする。

(設計作業の留意点)

第3－3条

設計作業の実施にあたって特に留意する点は、次のとおりとする。

1 設計にあたっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに、維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。

2 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。

3 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、とりまとめるものとする。

なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。

（１） 農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、<https://www.nn-techinfo.jp>を参照。

（２） 新技術情報システム（NETIS）については、https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。

4 数量計算にあたっては、「工事工種の体系化」、土地改良工事数量算出要領（案）（土木工事）及び土地改良工事数量算出要領（案）（施設機械工事）に基づき作成するものとし、それ以外については監督職員と協議するものとする。

（１）「工事工種の体系化」は、https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。

（２）「土地改良工事数量算出要領（案）（土木工事）及び土地改良工事数量算出要領（案）（施設機械工事）」は、<https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/suryo/>を参照。

5 業務準備において現地調査する施設の状況確認については、できる限り施設管理者の同行により意見・助言を受けて実施するものとする。

6 施工計画に影響する用地買収範囲及び借地関係の資料は受注者が入手することで考えている。

なお、これについて十分認識のうえ作業を行うものとする。

7 業務準備における現地調査等の実施にあたっては、監督職員及び施設管理者等と

の連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に実施できるように配慮しなければならない。

- 8 対策内容の検討にあたっては、既存施設の構造や配置、施設管理者の管理体制等を考慮しながら総合的に検討し、設計しなければならない。

（業務の成果品質確保対策）

第3－4条

契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

1 業務確認会議

業務着手時に管理技術者、担当技術者並びに事業所長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

- （1）業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。

なお、確認事項については変更する場合がある。

確認事項
作業条件・前提条件
業務計画の妥当性
スケジュール
設計変更内容
その他（事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等）

- （2）会議の開催については、監督職員が指示するものとする。

なお、開催時期の変更、開催回数追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じて設計変更で計上する。

2 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施し

た照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

- 3 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。

なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

- 4 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

（業務写真における黒板情報の電子化）

第3－5条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、下記の1～4によりこれを実施するものとする。

1 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

2 機器等の導入

（1）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

（2）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

(1) 受注者は、上記「1 使用する機器・ソフトウェア」の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

(2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。

なお、上記(1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

(3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

4 写真の納品

受注者は、上記「3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い」に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)またはチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

5 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。

第4章 業務管理

(情報共有システム)

第4-1条

1 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。

2 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省Webサイト参照)によるものとする。

3 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第5章 打合せ

(打合せ)

第5－1条

共通仕様書（設）第1－10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

回数	段階
初回	業務着手の段階、業務確認会議
第2回	設計計画段階
最終回	報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書（設）第1－11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第6章 成果物

(成果物)

第6－1条

1 成果物

成果物を共通仕様書（設）第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

成果物	数量
成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）	正副 2部
成果物の電子媒体（個人情報等の不開示情報版） （CD-R 若しくは DVD-R）	1部
成果物の出力（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）	1部

2 開示用成果物の作成

成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等に

する措置を行った電子媒体（個人情報等の不開示情報版）を作成するものとする。

個人情報等の不開示情報版は成果物の電子媒体について上記「1 成果物」に示す部数を提出するものとする。

なお、個人情報等の不開示情報版の成果物の出力は不要とする。

（成果物の提出先）

第6－2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県紫波郡紫波町桜町字才土地70－3

東北農政局山王海葛丸農業水利事業所

第7章 契約変更

（契約変更）

第7－1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- 1 第2－2条に示す「設計条件等」に変更が生じた場合
- 2 第2－3条に示す「作業条件」に変更が生じた場合
- 3 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- 4 第3－2条に示す「測量作業の留意点」に変更が生じた場合
- 5 第3－3条に示す「設計作業の留意点」に変更が生じた場合
- 6 第3－4条に示す「業務の成果品質確保対策」に変更が生じた場合
- 7 第5－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- 8 第6－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- 9 履行期間の変更が生じた場合

- 10 関係機関等対外的協議により設計計画等に変更が生じた場合
- 11 現地作業において仮設工が必要となった場合
- 12 本業務の遂行に伴い、新たな作業が必要となった場合
- 13 その他

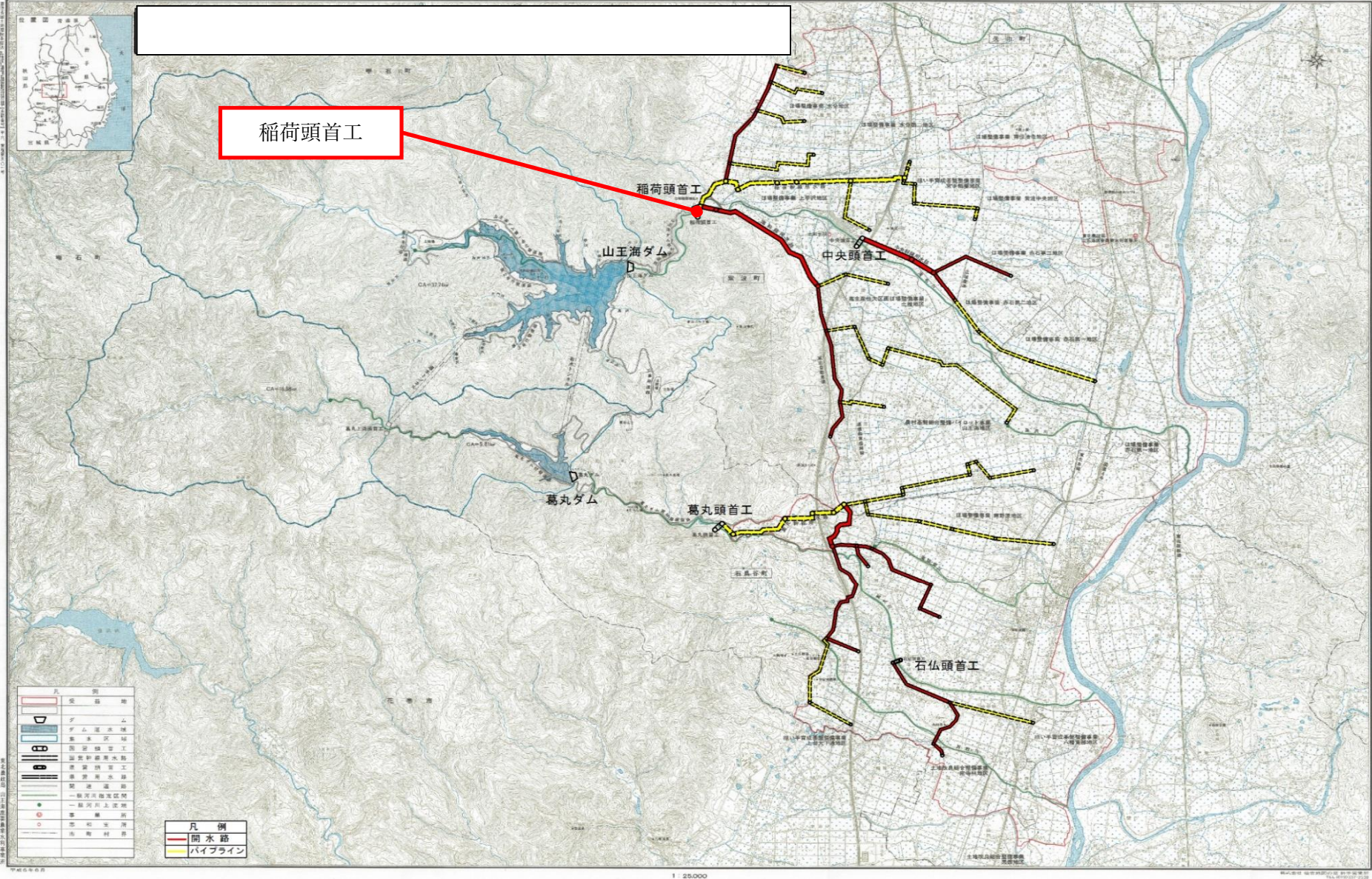
第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

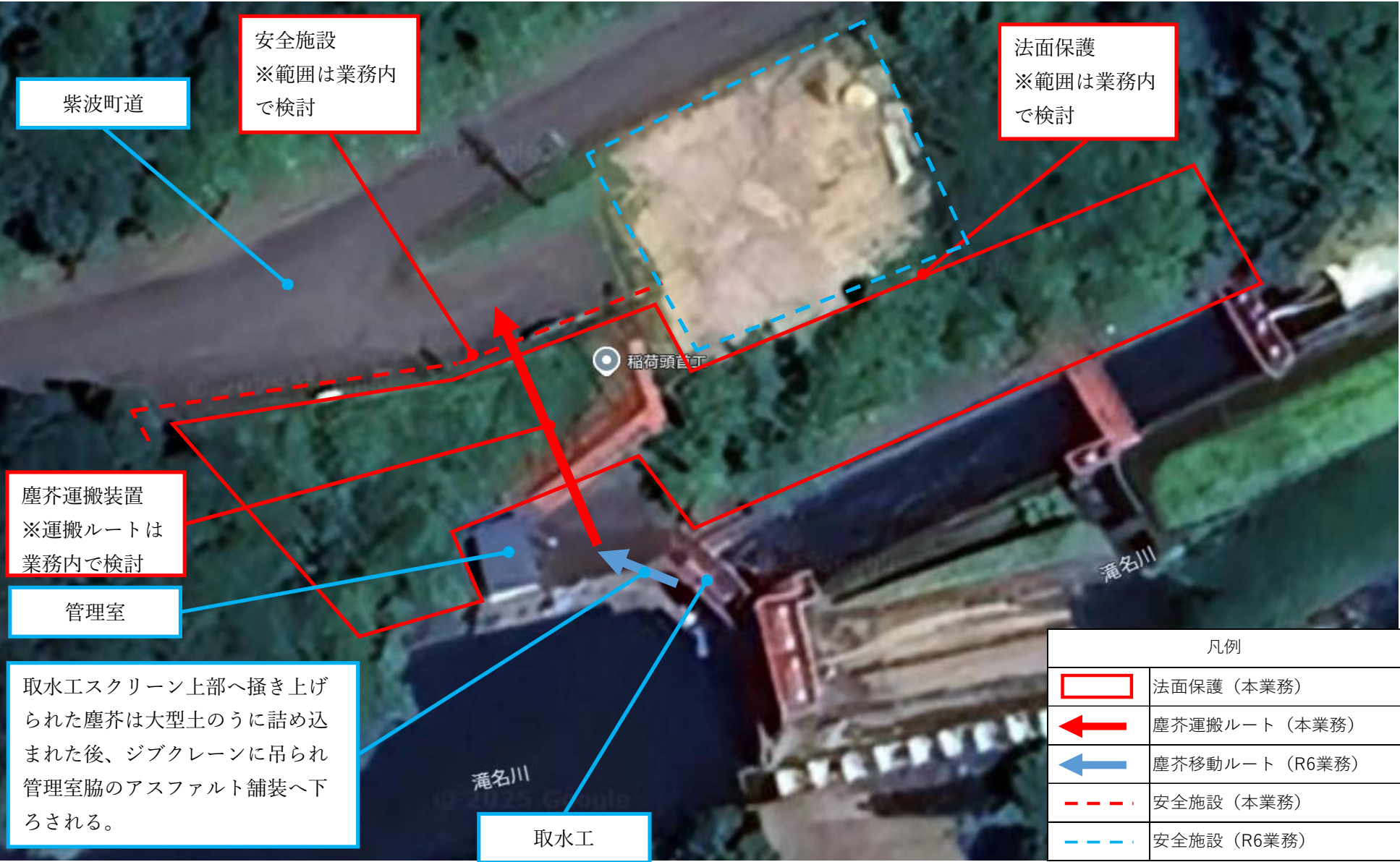
第8－1条

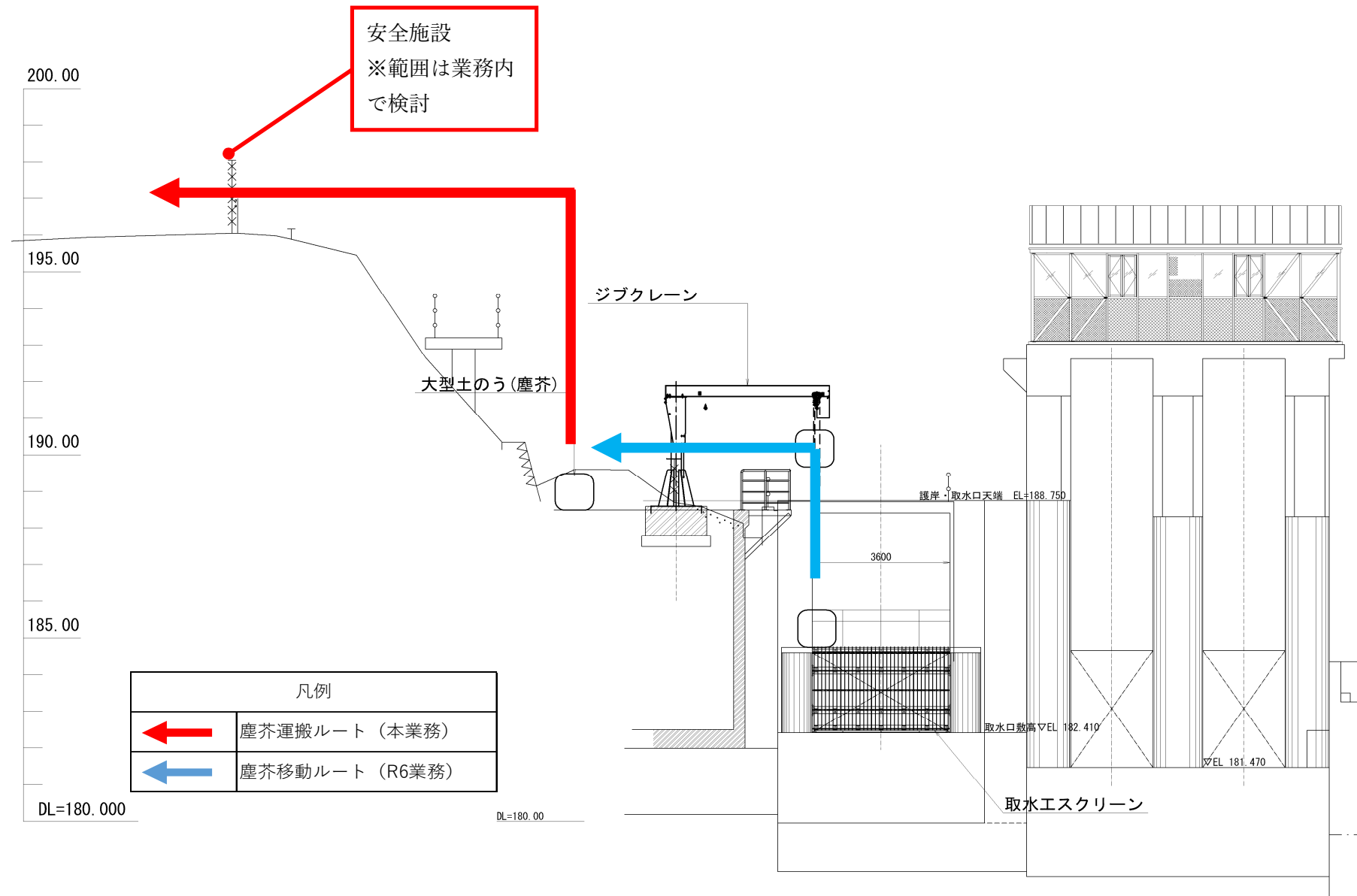
この特別仕様書に定めなき事項または本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙－1 位置図



別紙ー 2 配置図





別紙－3
対象施設一覧 稲荷頭首工

○：該当

土木 建築 電気 機械	施設名称	構造	規格・寸法	数量	長 寿 命 化 計 画	改良区要望等	測量業務		設計業務											
							外業		外業	内業										
							横 断 測 量	現 地 測 量		業 務 準 備	基 本 条 件 の 検 討	設 計 計 画	構 造 計 画	図 面 作 成	施 工 計 画	数 量 計 算	特 別 仕 様 書 作 成	概 算 工 事 費	河 川 協 議 資 料 作 成	照 査
土木 建築 電気 機械	頭首工全体（令和6年度業務成果に基づくもの）			1.000式	S-3					○						○	○	○		○
土木	法面保護（新設）	法面保護		1.000式	－	頭首工左岸法面保護の新設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土木	取水工（新設）	塵芥運搬装置		1.000箇所	－	取水工スクリーンから掻き上げられた塵芥を町道まで運搬する装置の新設			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土木	安全施設（既設・新設）	ネットフェンス	アンカーブロック基礎 H1.5m ひし形金網 溶融亜鉛めっき	20.000m	－				○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
土木	安全施設（新設）	フェンス扉	アンカーブロック基礎 H1.5m B2.0m 溶融亜鉛めっき	1.000門	－				○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○

※法面保護及び安全施設の数量は推定。

別紙－４ 作業項目内訳表

1 設計業務

作業項目	作業内容	作業実施欄
1 業務準備	頭首工法面及び周辺の地形、地質、現況、諸施設について、実施設計のために必要な現地調査を行う。	○
2 基本条件の検討	実施設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。 令和6年度稲荷頭首工実施設計業務の成果に基づき法面保護範囲、法面勾配及び土質を整理する。	○
3 設計計画	次の構造物に対する設計計画を作成する。 ・法面保護 ・取水エスクリーン塵芥の運搬施設 ・安全施設 ①基本条件の検討 収集資料及び貸与資料に基づき構造条件を決定する。 ②構造、工法、設置場所の検討 構造、工法、設置場所について比較を行い決定する。 なお、比較は3案以上とする。	○
4 構造計画	各構造物についての詳細な構造計算を行う。 ①法面保護 ②取水エスクリーン塵芥の運搬施設	○
5 図面作成	①構造図 法面保護、塵芥運搬施設及び安全施設の詳細図を作成する。 ②標準断面図 法面保護及び安全施設の標準断面図を作成する。 ③展開図 法面保護の展開図を作成する。 ④土工図 土工横断図を作成し、施工法区分毎の切盛土量、用地幅等の詳細を記入する。 ⑤仮設図 下記の施工計画に基づく仮設図を作成する。	○
6 施工計画	法面保護、塵芥運搬施設及び安全施設の施工基本方針の検討、土工計画、コンクリート打設計画、仮設計画等を作成する。 頭首工工事全体に係る全体工程計画、仮排水計画、仮設計画等については、令和6年度稲荷頭首工実施設計業務の成果に基づくものとする。	○

作業項目	作業内容	作業実施欄
7 数量計算	工種毎、施工方法区分毎に本体工及び仮設工等の詳細な数量計算を行う。	○
8 特別仕様書作成	令和6年度稲荷頭首工実施設計業務の成果に基づき詳細な特別仕様書を作成する。 なお、作業対象は法面保護及び塵芥運搬施設を含む頭首工工事全体とする。	○
9 概算工事費	令和6年度稲荷頭首工実施設計業務の成果に基づき各工種の単価を作成し、概算工事費を算定する。 概算工事費は積上げ積算により算定する。 なお、作業対象は法面保護及び塵芥運搬施設を含む頭首工工事全体とする。	○
10 河川協議資料作成	令和6年度稲荷頭首工実施設計業務の成果に基づき河川法第24条及び第26条協議に係る協議図書に係る資料を作成する。 なお、作業対象は法面保護及び塵芥運搬施設を含む頭首工工事全体とする。	○
11 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
12 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○

別紙-5

数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
I 測量業務				
直接人件費～機械経費				
1. 直接人件費				
直接人件費	稲荷頭首工	式	1.000	
路線測量 横断測量	丘陵地, 原野, 0.30, 45m未満, 10m, 1,000台未満/12時間, 0.00, 0	km	0.040	
現地測量(I)	1/500, 丘陵地, 原野, 0.30, 0.001	式	1.000	
現地測量(II)	1/500, 丘陵地, 原野, 0.30	式	1.000	
直接人件費	移動に係る基準日額	式	1.000	
測量業務基準日額	0.00人, 1.00人, 1.00人, 1.00人, 0.00人, 0.5日	式	1.000	
直接経費(電子成果・安全費除く)				
旅費交通費(測量外業宿泊用)	ライトバン, 0.50日, 2日, 2時間	式	1.000	
電子納品版業務報告書作成	1, A-4, 300, 5cm, 0	式	1.000	
精度管理費				
精度管理費集計		式	1.000	
II 測量業務				
直接人件費				

数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 直接人件費				
設計作業費		式	1.000	
設計業務 稲荷頭首工 土木、建築、電気及び機械		式	1.000	
打合せ（設計業務基準日額）	一般工種, 着手前・最終, 1.00人, 1.00人, 0.00人, 0.00人, 0.5日, 0.5日	回	1.000	
打合せ（設計業務基準日額）	一般工種, 中間, 0.00人, 1.00人, 1.00人, 0.00人, 0.5日, 0.5日	回	1.000	
打合せ（設計業務基準日額）	一般工種, 着手前・最終, 2.00人, 1.00人, 0.00人, 0.00人, 0.5日, 0.5日	回	1.000	
移動に係る基準日額		式	1.000	
移動に係る基準日額		式	1.000	
直接経費(電子成果品作成費を除く)				
打合せ（設計旅費・交通費）	頭首工・トンネル・用排水機場, 着手前・最終, 通勤により打合せ, ライトバン, 1日, 4時間	回	1.000	
打合せ（設計旅費・交通費）	頭首工・トンネル・用排水機場, 中間, 通勤により打合せ, ライトバン, 1日, 4時間	回	1.000	
打合せ（設計旅費・交通費）	頭首工・トンネル・用排水機場, 着手前・最終, 通勤により打合せ, ライトバン, 1日, 4時間	回	1.000	
旅費交通費（設計外業宿泊用）	ライトバン, 0.50日, 2日, 2時間	式	1.000	
電子納品版業務報告書作成	1, A-4, 500, 8cm, 0	式	1.000	
その他		式	1.000	
技術員		人	0.500	
C D-R	C D-R (記録面色素フタロシアニン) 700MB,,	枚	1.000	